

編集と発行

埼玉県三郷市役所

企画課

電話

(0489) 52-2121 (大代)



# みさと

三郷市の人口、世帯数  
(10月1日現在)

|        |        |
|--------|--------|
| 世帯数    | 13,182 |
| (昨年同期) | 11,693 |
| 人口     | 51,757 |
| (昨年同期) | 46,878 |
| 男      | 26,412 |
| (昨年同期) | 23,856 |
| 女      | 25,345 |
| (昨年同期) | 23,022 |



## 運 動 会

10月1日、秋晴れのもと、市立第2小学校の運動会が、行なわれました。

バトンをもって走っている子どもたちは、少しでも速く上級生にバトンタッチしようと一生けんめい……。

'72 10 月

# 9月定例議会開く

## 一般会計予算総額 20億円台を突破 追加補正予算など(15議案)決まる

九月定例市議会は、九月二十日から十月五日までの十六日間、市役所議場において開かれました。

この定例市議会において市長が提案した、昭和四十七年度一般会計補正予算、昭和四十六年度一般会計歳入歳出決算の認定についてなど十五議案が提出されました。

いづれもその間、かっぱつな意見や討論がなされ慎重審議の結果全議案原案どおり可決決定されました。

審議決定されました議案は次ぎのとおりです。

### ▽第六小学校新築工事請負契約の変更契約の締結について、

基礎の変更に伴い、第六小学校新築工事請負契約の変更契約がなされました。

変更前、二億一、七七二万円  
変更後、二億一、六九五万円、  
〇三二円

〇三二円

### ▽北中学校体育館新築工事請負契約の変更契約の締結について

体育機器等の追加をするため北中学校体育館新築工事請負契約の変更契約がなされました。

変更前、五億七、九七〇万円  
変更後、六億一、二〇〇万円

### ▽昭和四十七年度一般会計補正

### 予算

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ七百三十三万一千円を追加し、一般会計の予算総額は歳入歳出ともに二億四千四百九十六千円になりました。

追加した歳出の主なもの次ぎのとおりです。

1、庁舎増築工事請負費(追加)で九百万円

2、交通安全対策として県道流山・草加線(大戸地先)に

第一小学校通学横断歩道の設置及び、バス停設置工事費など二千七百七十五万七千円

3、学校建設費による第六小学校、第三小学校プレハブ校舎移設、第五小学校プレハブ校舎新築工事などの請負費一千五百三十七万七千円、更に南

中学校プレハブ校舎増築工事、北中学校体育館工事請負費(追加)など九百二十三万円(追加)非常災害用移動排水ポンプ購入など六百六十八万三千円

5、市道舗装修繕工事、更に建設資材置場整備費などの工事請負費六百六十八万三千四百六十九円、交通安全対策特別交付金二百六十一万一千円、分担金及び負担金一千五百六十三万八千円、これには第一小学校横断歩道橋新設負担金として、日本住宅公団より一千五百五十七万八千円、教育国庫負担金、千百六十四万五千円などがあがられております。

▽昭和四十七年度早稲田土地区画整理事業特別会計補正予算

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ五億七千四百五十九万円を追加し、早稲田土地区画整理事業特別会計予算は歳入歳出それぞれ八億四千四百七十二万円になりました。

### ▽三郷市水道事業給水条例の一部を改正する条例

給水需用の増大による拡張工事費の先行投資に伴い、所要経費が増嵩し、現行料金体制ではこれを賄い得ないので、料金の改正がなされ、改正された要点は次ぎのとおり、

(この条例は、昭和四十八年四月一日から施行される)

### ▽三郷市職員定数条例の一部を改正する条例

事業量の増加に伴い、学校給食センターの職員および企業職員の定数が次ぎのとおり改正されました。

学校給食センターの職員  
三十一人を三十七人に  
企業職員  
二十人を四十人に

### ▽三郷市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

この条例は、督促手数料及び延滞金の一部改正で次ぎのとおり改められました。

「十」を「二十」に、  
 三銭を、当該滞納金に年九・二五パーセントにそれぞれ改められました。

## 専 用 給 水 装 置

| 種 別       | 料 率   | 基 本 料 金         |       | 超過料金 (1立方メートルにつき) |
|-----------|-------|-----------------|-------|-------------------|
|           |       | 水 量             | 料 金   |                   |
| 一 般 用     | 一般家庭  | 10 <sup>m</sup> | 300円  | 40円               |
|           | 官 公 署 | 10              | 300   | 40                |
|           | 学 校   | 40              | 1,200 | 30                |
|           | 病 院   | 40              | 1,200 | 40                |
|           | 工 場   | 40              | 1,200 | 40                |
| 営 業 用     |       | 10              | 350   | 40                |
| 浴 場 営 業 用 |       | 40              | 800   | 20                |
| 臨 時 用     |       | 10              | 1,000 | 80                |
| 公立学校プール用  |       | 1立方メートルにつき      |       | 20                |

## 共用給水装置 1ヵ所につき

| 基 本 料 金 (1ヵ月につき) |      | 超 過 料 金<br>1立方メートル<br>につき |
|------------------|------|---------------------------|
| 水 量              | 料 金  |                           |
| 10立方メートル         | 300円 | 40円                       |

## ▽三郷市浸水住宅改良資金貸付

## 条例の一部を改正する条例

貸付金の償還期限を経過したときは、延滞金額につき日歩三銭を償還金納付の日までの日数に応じ当該延滞金額に年九・二五パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する、と改められました。

## する条例

督促手数料及び延滞金の一部が次ぎのとおり改められました。  
 督促手数料は督促状一通につき「十」を「二十」に  
 滞納金は一〇〇円につき、一日三銭を、当該滞納金に年九・二五パーセントにそれぞれ改められました。

## ▽三郷市営土地改良事業受益者

## 負担金徴収条例の一部を改正

て

## ▽教育委員会委員の任命について

蔵出決算認定について

## ▽昭和四十六年度国民健康保険

特別会計蔵入蔵出決算認定について

## ▽昭和四十六年度早稲田土地区

画整理事業特別会計蔵入蔵出決算認定について

## ▽工事請負契約の締結について

第六小学校体育館新築工事の請負契約は次ぎのとおり締結されました。

請負契約金 三、三〇〇万円  
 請負業者 株式会社  
 巴組鉄工所

工 期 昭和47年10月6日着工  
 昭和48年3月25日完成

## 選挙第一号

江戸川水防事務組合議員の選挙について

江戸川水防事務組合議員は次ぎの者が決定されました。

議員 宇田新太郎  
 議員 大徳 治夫  
 議員 岡田 助広  
 消防団長 岡庭慶太郎

## 報告二

昭和四十六年度一般会計蔵入蔵出決算に係る主要施策の成果に関する報告書

## 報告三

昭和四十六年度国民健康保険特別会計蔵出決算に係る主要施策の成果に関する報告書

## 報告四

昭和四十六年度早稲田土地区画整理事業特別会計蔵出決算に係る主要施策の成果に関する報告書

## 報告五

昭和四十六年度土地開発基金決算報告

## 請願第二号

戸ヶ崎と堤外水害防止対策

## (一般質問)

なお一般質問については四日午後から五日の両日にわたって行なわれ、十二名の議員から福祉対策、土木建設、産業関係、公害、交通安全対策、環境衛生関係など一般行政に関するかっぱつる質問が行なわれ、十六日間における議会は無事閉会されました。

毎月第三日曜日は

「家庭の日」

です

三郷市青少年問題協議会

## 三郷市民憲章

- 1 環境をととのえ、川や道路をきれいにし、花とみどりを愛して、美しいまちをつくりましょう。
- 1 老人やこどもをいたわり、おたがいに人格を尊重し、しあわせな家庭、豊かな都市をつくりましょう。
- 1 教養を高め文化の向上をはかり、若い力を伸ばし

て明るい社会をつくりましょう。

- 1 スポーツを愛し、自然に親しみ、健康で住みよい郷土をつくりましょう。
- 1 すべてのきまりを守り、交通災害や暴力のない平和な三郷をつくりましょう。



# おとしよりには 暖かい心といたわりを



## 敬老会

三カ所（一小・四小・南中）で催す

九月十五日は、敬老の日。市では、市立第一小学校、第四小学校、南中学校の三会場に七十歳以上のおとしより一、〇七七名を招いて敬老会が行なわれました。

当日は、市長、議長、議員など関係者多数が出席し、八十八歳以上のおとしよりには記念品が贈られ、来賓の祝辞ののち、演芸会が催されました。

おとしよりのために一日のお祭

りで終ることなく、周囲の人は、暖かい心をもって接し、おとしよりを大切にしたいものです。

なお、市における七十歳以上の高齢者は、次のとおりです。

男 女 計

四五〇 六二七 一、〇七七

◎八十八歳以上のかた

氏名 生年月日 字名

大西久蔵 明11・9・25 八丁堀

小宮なみ 明16・7・31 下新田

渡辺慶重 明15・4・15 東町

田中とく 明11・11・8 高須

三宅スエ 明14・9・6 戸ヶ崎

川和きん 明15・8・16 寄巻

中村さわ 明17・4・28 酒井

富山はな 明15・3・3 半田

宮田とよ 明15・8・14 南蓮沼

恩田澄代 明16・11・16 後谷

青山ちよ 明10・9・15 駒形

石原たや 明16・7・1 駒形

鈴木平治郎 明17・5・12 駒形

鈴木ミツ 明15・2・2 駒形

森いく 明13・1・20 彦糸

## 老人にひざ掛寄贈

東町 中村あみもの教室

九月十三日、東町にある中村あみもの教室（代表者中村俊枝氏）

から、敬老会へひざかけ多数を寄贈くださいました。ここに、紙面をもってご報告かたがたお礼申しあげます。

## 敬老会の一部に

二〇万円を寄附

三郷建設協力会

九月十五日、市役所あてに「敬老会の一部に使ってください」と三郷建設協力会（会長 斉藤竹雄氏）から、二〇万円が寄附されました。



## 共同募金

共同募金につきましては、毎年みなさんのご協力をいただきありがとうございます。

今年も10月1日から全国一斉に共同募金運動が開始されました。

みなさんからいただいた募金は、施設の整備や子ど

も・老人・母子・青少年育成など、いろいろの福祉事業に使用されます。

各地区の役員さんのご奉仕をいただき、募金の協力に伺いますのでよろしく願いいたします。

— たすけあいの広がりを —

# フォト ニュース



## ▲ 100メートル 2人障害物

9月23日、市立南中学校において、運動会が行なわれました。この写真は、2人障害物です。



## ▶ バトンタッチ

十月一日、市立第二小学校において運動会が行なわれました。よい子たちは、秋の日射しの中、負けずと元気に走っていました。

## 教育費に一万円寄附

番匠免 酒井進三郎氏

市へ「学校教育費の一部に使って下さい」と「番匠免の酒井進三郎氏から一万円を寄附下さい」を感謝し、紙面をもってお礼申し上げます。

## 農政審議会

### 農業振興地域の

### 指定等について答申

第一回農政審議会において諮問を受けた三項目について、一カ月間の意見聴取期間をおき、八月三十日、市役所第四会議室において第一回農政審議会を開催。各委員からそれぞれ発言をもとめ、慎重に審議した結果、農協合併と地盤沈下対策については、再審議することとなり、農業振興地域の指定と農業共済組合の合併にともなう事務所建設に係る経費の負担については、書面をもって次のとおり答申されました。

この答申によりまず、農業振興地域の指定は受けないことになり、

## 道路交通法の一部改正

### 初心運転者は標識を

普通免許を受けて間もない「初心運転者」を保護し、事故防止をを図るために、このたび道路交通法が一部改正され、十月一日から、

ムカデ競争  
九月二十三日、市立南中学校において運動会が開かれ、この写真は、チームワークをモットーとするムカデ競争です。



この中にあなたが写っていましたら、その写真（サービスサイズ1枚）をさしあげます。

また、これからこの欄で、話題や催しものなどを掲載してまいりますので、写真をご希望のかたはご連絡ください。

連絡先 市役所企画課広報係へ。

電話 0489 (52) 2121内線219, 220

#### 東部地区少年野球大会

##### ユニオンズ三位に入賞

八月二十六日、二十七日の二日間、加須市において東部地区少年野球大会が開催されました。

ユニオンズは、第五小学校区内の子どもで結成されており、後援者のあたたかい配慮により日頃熱心な練習を積み重ねています。

このたびの大会において、見事第三位に入賞しました。



✓ 次の二点が義務づけられることになりました。

初心運転者は、自分の運転する普通自動車に標識をつけて運転しなければなりません。

普通免許を受けて免許経歴が一年に満たないドライバーは、自分の運転する普通自動車の前後に左図のような様式の初心運転者標識をつけて運転しなければならいこととなりました。

標識をつける場合には、普通自動車の地上〇・四メートル以上、一・二メートル以下の位置で、前方および後方から見やすいように取付けることになっています。

ただし、フロントガラスや前照灯、ナンバープレートなどに取付けることはできません。

標識は若芽を図案化したもので、緑と黄色の芽を黒でふちどりし、反射材料を用いて夜間でもはっきり見えるようになっています。

また、標識の種類には、磁石マ



た て=18.5cm  
よ こ=11.6cm

ふちの色彩は白色、ふち線の色彩は黒色地の黄色、緑色の部分は反射材料です。

ット式、ステッカー式、金具取付式などがあり、九月下旬から交通安全協会、自動車学校、自動車メーカーなどで販売されています。

普通免許を受け、免許経歴が一年に満たない初心運転者は、この標識を必ずつけなければならず、つけないで普通自動車を運転すると違反となり、一万円以下の罰金または科料に処せられますのでご注意ください。

初心運転者標識をつけた自動車に対して、強引な幅寄せや割り込みをするのを罰せられます。

この制度は、初心運転者を保護し、初心運転者が自らの運転技術を目覚めて交通事故を防止しようとするのが目的です。

従って、一般のドライバーが、この標識をつけた自動車に対して強引な割り込みや幅寄せをすると違反となり、三万円以下の罰金を科せられることになります。

## 公害防止管理者等の届出要領

| 届出書の種別                | 添付書類                                             | 届出の期間                                            | 届出者                                                          | あて先・提出先                                                                       |
|-----------------------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 公害防止統括者選任届出書          |                                                  | 9月10日から<br>11月8日まで<br>(法の対象とな<br>った日から60<br>日以内) | 事業者である<br>こと。<br>ただし、事業<br>者の委任があ<br>る場合は工場<br>長等でありま<br>せん。 | 騒音のみにかか<br>る特定工場<br>当該市長<br>(市役所安全課<br>公害係)<br>その他の特定<br>工場<br>知事(県公害対<br>策課) |
| 「代理者」                 |                                                  |                                                  |                                                              |                                                                               |
| 公害防止統括者死亡・解任<br>届出書   |                                                  | 事実が発生した<br>日から30日以内                              |                                                              |                                                                               |
| 「代理者」                 |                                                  |                                                  |                                                              |                                                                               |
| 公害防止管理者選任届出書          | ばい煙発生施設<br>の種別<br>汚水等排出施設<br>の種別<br>資格を証する<br>書類 | 9月10日から<br>12月8日まで<br>(法の対象とな<br>った日から90<br>日以内) |                                                              |                                                                               |
| 「代理者」                 |                                                  |                                                  |                                                              |                                                                               |
| 公害防止管理者死亡・解任<br>届出書   |                                                  | 事実が発生した<br>日から30日以内                              |                                                              |                                                                               |
| 「代理者」                 |                                                  |                                                  |                                                              |                                                                               |
| 公害防止主任管理者選任<br>届出書    | 資格を証する<br>書類                                     | 9月10日から<br>12月8日まで<br>(法の対象とな<br>った日から90<br>日以内) |                                                              |                                                                               |
| 「代理者」                 |                                                  |                                                  |                                                              |                                                                               |
| 公害防止主任管理者死亡・<br>解任届出書 |                                                  | 事実が発生した<br>日から30日以内                              |                                                              |                                                                               |
| 「代理者」                 |                                                  |                                                  |                                                              |                                                                               |

## 公害防止統括者・管理者 の選任届出をしましょう

昨年六月に公布し、施行された「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、九月十日から特定工場においては公

害防止統括者、公害防止管理者などの選任義務が生じ、実質的に完足することになりました。これは、選任を義務づけること

によって、これらの人々を中心とする公害防止組織を整備し、工場において、自主的に日々の公害防止活動を行なうことが出来るような体制を作りあげることです。

関係事業者には、左記に定めた期間内に届出をお願いいたします。届出用紙は、三郷市役所安全課公害係に用意してあります。

## 元町長吉田氏死去

老人福祉に50万円寄附

三郷市岩野木、元三郷町長吉田忠一氏(早稲田農協組合長)は、八月三十一日、入院中の日赤中央病院で死去、九月一日に告別式を執行したが、政府は九月十九日の閣議で叙位叙勲を決定、従六位勲五等瑞宝章を授与された。

同氏は、地方自治法施行後、早稲田村長を三期、三郷町長を一期つとめたほか、農業団体の各役員として活躍した。

## 埼玉県労働文化展の 作品募集

### 第22回

埼玉県労働文化展の作品を募集いたします。

### ○美術

絵画 日本画、洋画とし、50号以内の額装

写真 白黒は四つ切以上全紙までのパネル張り写真

カラーは六つ切以上全紙までのパネル張り写真

書 軸、額装は50cm×130cm、パネルは70cm×135cm以内

手工芸 木工、金工、竹細工、染色、レース編、人形など

### 出品資格

県内に居住または勤務する勤労者。ただし、絵画担当教師等職業専門家を除く。

### 出品点数

一人一種目二点以内とし未発表の作品に限る

### 出品方法

申込書、出品票に所要事項を記入のうえ、出品票を作品の裏面に貼付し上下を明示して搬入すること。書を出品する場合ハガキ大の訓読票を裏面に貼付

展示期日 十一月十九日(日)から二十六日(日)まで

### 会場

埼玉県会館第三展示室

なお、詳しいことは、春日部労働事務所(047-622-374)へお問い合わせください。

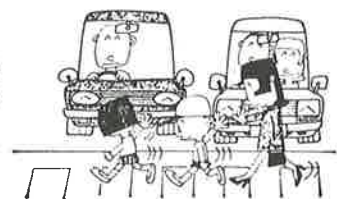
## 交通災害共済に加入を

○おとな……………1ヵ年600円

○中学生以下……………1ヵ年300円

申し込みは  
市役所安全課へ

※見舞金を請求されるかたは、事故発生日から6ヵ月以内に手続きをしてください。



# 国民年金制度が 改善されました

国民年金制度が福祉年金を中心として大幅に改善されましたのでその内容を簡単にお知らせします。

## 一、福祉年金の額の引上げ

福祉年金の額がこの十月分から引き上げられました。老齢福祉年金は月額十四万四千五百円に、障害福祉年金は月額十六万四千五百円に、母子（準母子）福祉年金は月額十四万四千五百円に、月額二千九百円から四千三百円になりました。

## 二、福祉年金の所得制限の緩和

福祉年金を受けている人（受給権者）の所得や受給権者の配偶者あるいは受給権者を扶養している

扶養義務者の所得が一定以下あるときは福祉年金の支給がとめられますが、今年はこの限度額が大幅に引き上げられ、老齢福祉年金または障害福祉年金を受けている本人の所得の場合は、三十五万円から三十八万円に、母子福祉年金または準母子福祉年金を受けている本人の所得の場合は、扶養親族一人のときで九十七万九千円から百十三万七千五百円に、受給権者の配偶者または受給権者を扶養している扶養義務者の所得の場合は、扶養親族五人のときで百四十三万九千円から、百五十八万六千二百

五円に、引き上げられました。

このように所得制限が大幅にゆるめられましたので、今まで所得が多いため福祉年金をもらえなかった人でも、今年からもらえるようになる人がかなりあります。

## 三、福祉年金の公的年金受給制限の緩和

(一)戦争公務にもつづく公的年金の場合  
福祉年金を受けることができる人が戦争公務にもつづく公務扶助料、増加恩給等の公的年金を受けている場合は、その公的年金が福祉年金よりも低額であるときに限り、福祉年金の額と公的年金との差額が支給されることになっていました。が、この十月からは、その公的年金が六万円よりも低額であるときは六万円と公的年金との差額（福祉年金の額が限度）が支給されることになりました。

(二)一般の公的年金の場合  
福祉年金を受けることができる人や普通恩給、普通扶助料、退職年金などの公的年金を受けている場合は、その公的年金が福祉年金よりも低額であるときに限り、福祉年金の額と公的年金との差額が支給されることになっていました。が、この十月からは、その公的年金が六万円よりも低額であるときは六万円と公的年金との差額（福祉年金の額が限度）が支給されることになりました。

一定期間保険料を掛けた人に支払われる年金（拠出制年金）のうち、障害年金、母子（準母子）、年金、遺児年金については、年金額がこの七月分から引き上げられます。障害年金は、最低保障額が月額八千円から八千八百円に、母子（準母子）および遺児年金は、最低保障額が月額七千六百円から八千四百円になりました。

## 農業用機械の 作業料金をきまる

### 作業料金をきまる

九月二十七日、早稲田農協会議室において、普及所・市役所・早稲田農協・彦成農協・東和農協および機械所有を含め十三名の出席を得て、農作業の料金について協議会を開催、近隣市町の料金を参考としてきめられた標準料金を決めた。

九月二十七日、早稲田農協会議室において、普及所・市役所・早稲田農協・彦成農協・東和農協および機械所有を含め十三名の出席を得て、農作業の料金について協議会を開催、近隣市町の料金を参考としてきめられた標準料金を決めた。

## 農地転用

八月一日から同三十一日までに農業委員会あてに申請された農地転用状況は、次のとおりです。

| 地区名   | 件数       | 田            | 畑           | 計           |
|-------|----------|--------------|-------------|-------------|
| 早稲田   | 13件      | 4,984 $m^2$  | 1,280 $m^2$ | 6,264 $m^2$ |
| 彦成    | 7件       | 1,402        | 893         | 2,295       |
| 東和    | 28件      | 9,501        | 761         | 10,262      |
| 合計    | 48件      | 15,887       | 2,934       | 18,821      |
| 用途別概要 | 1位<br>3位 | 一般住宅<br>社員住宅 | 2位<br>貸家    |             |

## 市営運動公園 の利用状況

八月一日から同三十一日までに市役所都市計画課あてに、申し込みのありました運動公園施設の利用状況は、次のとおりです。

|         | 一般   | チーム |
|---------|------|-----|
| 時間      | 時    | 分   |
| 野球      | A 2  | 1   |
|         | B 13 | 5   |
|         | C 32 | 20  |
|         | D 0  | 0   |
| サッカー競技場 | 4    | 2   |
| 長戸呂運動公園 | 4    | 1   |
| 合計      | 55   | 29  |

## 勤労感謝の日に 優良従業員を表彰

職場で働いているみなさん、企業の伸びは、従業員のみなさんのやる気のある意欲にかかっています。

市では、産業の振興と勤労精神の高揚をはかるため、市内の商工関係の事業所で働いているみなさんの中で勤続5年以上（11月1日現在）のかた、またはその事業所に功労のあったかたを勤労感謝の日に表彰します。

各事業所で該当するかたがありましたら、次により申し込みください。

○申し込み期日

10月25日まで

○申し込み場所

市役所経済課または商工会

○その他

申込用紙・表彰規則などは、経済課にあります。

なお、詳細などにつきましては市役所経済課または商工会へお問い合わせください。

電話 (52) 2121 大代表

内線215番、245番

## 作業料金表

| 作業名      | 料金     |
|----------|--------|
| 代脱田コバ畑ロー | 二、〇〇〇円 |
| ンイ       | 四、〇〇〇円 |
| か穀植（苗付）ン | 八、〇〇〇円 |
| き（乾燥物）ン  | 七、〇〇〇円 |
|          | 四、〇〇〇円 |
|          | 三、五〇〇円 |

# 歴 史

昭和三十一年九月  
町村合併促進法に基づいて東利、彦成、早稲田の三村を合併して新たに三郷村と称した。

が二郷半領に属していたためです。こえて同三十九年十月一日町制を施行、同四十七年五月三日市制を施行したため、二郷半領は小田原北条時代以降

## 三郷の地名の由来

の領名とみられ、「新記」に領内は八十一村となる。  
一郷半の名のおこりは、三輪野江村(吉川町)定勝寺寛文九年(一六六九)の鐘銘に「群に吉川、彦成の二郷あり、諸邑戸これに属す。

彦成以南を下半郷と称す。故に二郷半の名あり云々」とある。吉川、彦成の名は存在するが、下半郷の名は今はその唱がない。また一説に天正のころ、伊奈備前守忠次にこのあたりを一生支配せよの命があったので、「一升を四配す」という意味で「三半」と唱えたというところを主人は伝えている(「新記」)

## 住みよい社会をつくる

### 郵便貯金奨励運動中

市民のみならず幅広くご利用いただいております郵便貯金は、おかけをもちまして順調な増加を示しており、その現在高も一〇兆円をこえる状況で、わが国経済の発展と国民の福祉の増進に大きく貢献しております。

さて、郵政省におきましては、本年度も例年とおり、10月を「住

## 産業労働者に

### 住宅資金を貸します

市では、産業に勤めている従業員のほか、住宅の向上のため「産業労働者住宅資金貸付制度」を実施しております。

内容は、次のとおりです。希望される方はお気軽に申し込みください。

申し込みできるかた  
同一事業所に二年以上継続して勤務し、二十歳以上五十歳までの市民で、借入金の償かんが可能なかた。

借入金の使途  
市内に居住するための住宅の資金。

〇応募要員

〇応募資格

婦人でパートなどで働きたいかた。

## あなたも参加してみませんか

### 婦人職業教室が誕生

奥さん、婦人職業教室が誕生しました。

この教室は、無料バスで管内の工場見学、婦人にふさわしい職場の世話、家庭と職場を両立させるなどを目的として行なわれるものです。

あなたも、申し込んでみませんか。

〇応募資格

婦人でパートなどで働きたいかた。

〇応募要員

## 特設人権相談

皆さんの人権を守るための特設法律相談が、次のとおり開かれます。

日常生活の中で、借地、借家のこと、交通事故、公害、土地建物の売買、相続のことなどどんなことでも結構です。

お気軽にご利用ください。

と き

10月30日(月)10時から15時まで

ところ 市役所第4会議室

担当相談員

法務局人権相談担当者

吉川地区人権擁護委員

## 心配ごと相談

市では、次のとおり心配ごと相談所を開設しておりますので、市民の皆さんには、ぜひご利用ください。

と き

毎月10日 13時～15時30分

〃 20日 10時～15時

〃 30日 13時～15時30分

ところ 三郷市役所

なお、10日、20日が休、祭日の場合は翌日、30日が休日の場合は行なわれません。

## 集 募 文化専門学院 着物教室の生徒

着物を着るようになる季節になりました。ご自分で着付けができることはどんなに楽しいことかわかりません。

この教室では、始めてのかたでも着こなすことができるようになります。ご自身の美しい着付であなただの個性美をいっそう發揮してみませんか。

### 講習期間

十一月上旬から十二月下旬まで  
八回コースで修了、修了者には  
修了証書をさしあげます。

### 講習料

市では、次により婦人交通指導員を募集します。  
募集人員 若干名

## 婦人交通指導員

年 齢 十八歳から三十五歳までの婦人  
書 類 履歴書(写真貼付)、  
書 類 履歴書(写真貼付)、

## 無 料 行政相談

十月十五日から二十一日まで、  
全国一せいに行政相談週間がはじ  
まります。  
○テキパキやってもらえない  
○どうしてよいかわからない  
○こうすればよいと思う  
○不親切なめにあつた  
○どうにかしてもらいたい  
など、役所のご苦情やご意見のあるかたは、どんな小さなことでも気軽にご利用ください。親身になってお世話します。

○どんなことを相談するか  
恩給、年金、生活保護、環境衛生、農地、郵便、道路、交通、公営住宅、河川、公害、その他一般許可、国電、電々、専売、公団、公庫、事業団等のことなどについての相談。  
○どう相談するか  
行政相談日は次のところへ、  
そのほかは行政管理局長官から委嘱されて置かれている行政相談委員または行政監察局に申し出てく

ださい。  
○どのような方法で相談するか  
直接口頭で申し出られるのがよいのですが、簡単なものは電話でも手紙でもかまいません。  
市における、無料行政相談日は、次のとおりです。  
とき 十月二十日(金)  
10時から15時まで  
ところ 市役所第四会議室  
相談担当者 水野久氏、県地方県民室

健康診断書(保健所または公立病院のもの)  
待 遇 地方公務員(三郷市役所職員)

なお、詳細につきましては、市役所安全課へお問い合わせください。  
電話 〇二二二内線二七七

## 保育所保母

市では、次により市立保育所の保母さんを募集します。  
募集人員 若干名

年 齢 満四十歳までで、育児に熟意のあるかた。  
書 類 履歴書(写真貼付)、  
健康診断書(保健所または公立病院のもの)  
保母資格証明書(保母資格を有するかた。)

なお、詳細ならびに書類の送付につきましては、左記へお問い合わせください。

市福祉事務所  
電話 〇四八九〇二二二代表

## 保健婦

市では、次により市民の皆さんの健康管理を担当する保健婦さんを募集します。  
資格および募集人員  
保健婦 二名

書 類 履歴書(写真貼付)、健康診断書(保健所または公立病院のもの)、資格証明書

○待遇  
地方公務員(市役所職員)に熟意のあるかた。  
なお、詳細等につきましては、市役所保険年金課へお問い合わせください。

また、書類の送付につきましては、市役所総務課人事係へお送りください。  
電話 〇四八九〇二二二代表

## 教 育 相 談

「毎月第2火曜日(休、祭日の場合は翌日)は、教育相談日です。」

教育相談員のかたが親切に相談相手になりますので、お気軽においでください。

なお、相談内容は、いっさい秘密を厳守しております。

○と き 11月14日(火)  
午前9時～12時まで

○と ころ 教育委員会わきの相談室

## 職 業 相 談

市では、8月から毎週火曜日に、草加職業安定所の協力を得て、職業相談が行なわれています。

求人、求職またはパート希望のかたはお気軽にご利用ください。

なお、火曜日以外の日にも、市役所経済課で受けをしています。

○場 所 三郷市役所  
○時 間 9時30分～12時30分



### 尿汲取手数料

#### 徴収月の変更

通知書を電子計算機により作成するにあたり徴収月を今回十一月集金分に限り8・9・10月と三ヵ月分集金をいたします。  
なお、次回からは従来通り二ヵ月づつ集金いたします。

10月20日

#### 公聴会催す

公聴会が、次のとおり行なわれますので、お知らせいたします。

日時

十月二十日、午後一時三十分

場所

草加文化会館



なお、公聴会を傍聴したいかたは、公聴会の当日、直接会場へおいでください。ただし、先着順に入場していただきますので満員のときは、入場できませんのであらかじめご了承ください。

### 県の広報番組

#### をどうぞ

県では、県政を次のとおりテレビ・ラジオで放映(送)しています。

◇埼玉だよ

日本テレビ(4チャンネル)

毎週日曜午前8時45分〜55分

◇こんにちは埼玉

フジテレビ(8チャンネル)

毎週水曜午後4時45分〜55分

◇おはよう埼玉県庁です

ラジオ関東(一四二〇KS)

毎週日曜午前7時30分〜8時

#### 水道使用者が変った

#### 場合必ず変更届を

さいきん、家作おひアパートの入居者がひびんと変っており

ますが、水道を使用する入居者が変わる場合は、必ず変更前に届出をしてください。

また、建築当初の給水申し込みは、建主(大家)が行なっており無届で変更・転出の場合は、建主が責任をもって、料金の支払いをお願いします。

なお、詳細なことはましては次へお問い合わせください。

三郷市水道事務所

電話(五二七二)一七三

### 市ソフトボール連盟

#### 秋季大会行なう

九月十四日・二十四日(日)、

北中学校のグラウンドにおいて、ソ

フトボール連盟秋季大会が行なわ

れました。

天候には、めぐまれませんでしたが、みなさまの協力により、大会が無事に終りました。

試合の結果は次のとおりです。

優勝 第一小PTA

準優勝 ふじみ会チーム

三位 上川チーム

### 毎月七日は

#### 防火の日

毎月七日は県民防火の日です。

市消防署では、市民の皆さんに防火の日を自覚していただくため午後十時にサイレンを一回吹鳴します。火災とおまじがいのな

いようをお願いします。

### 移動図書

#### 巡回貸し出し

毎月図書を満載した移動車が、巡回しております。最寄りの駐車でご利用ください。

十月二十三日(月)

### Cコース

一回目 十一月七日

二回目 十一月二十一日

三回目 十二月五日

四回目 十二月十九日

会場 三郷市役所第一会議室

時間 午後一時から四時まで

◎子宮がん検診(予定)

十一月十四日 彦成農協

十一月十五日 早稲田農協

十一月十六日 東和農協(八木郷)

十一月十七日 戸ヶ崎香取神

社 受付時間 午後十二時から二時

費用 個人負担として当日四〇〇円

◎血圧相談

十一月一日 富足神社(岩野水)

十一月二日 彦成クラブ

十一月八日 吹上公民館

十一月二十日 笹塚公民館

十一月二十一日 彦成薬師堂

十一月二十二日 吹上公民館

十一月二十三時三十分から二時三十分

### 保健だより

十一月と十二月にかけての保健衛生事業は次のとおりです。該当者のかたは時間におくれないようにおいでください。

◎ポリオ生ワクチン

十一月六日 第一小学校

十一月七日 二小

十一月八日 三小

十一月九日 四小

十一月十日 五小

十一月十一日 六小

該当者 一回目

昭和四十六年七月一日から十二月三十一日までのま出生児

二回目

昭和四十六年七月一日から六月三十一日までのま出生児

二回目

昭和四十六年七月一日から六月三十一日までのま出生児

二回目

昭和四十六年七月一日から六月三十一日までのま出生児

二回目

昭和四十六年七月一日から六月三十一日までのま出生児

二回目

昭和四十六年七月一日から六月三十一日までのま出生児

二回目

昭和四十六年七月一日から六月三十一日までのま出生児

◎百日咳、ジフテリア、破傷風の予防接種

三回目および第二回

十一月十三日 第一小学校